



医療保険制度のお話

皆様は、現在ご自身がどのような種類の医療保険に加入されているかお分かりですか？不意に保険証を忘れて医療機関にかかる時、窓口で「社保と国保どちらにご加入ですか？」という質問に即座に返答できずお困りになる方も少なくないと思います。今回は、医療保険の種類について社会保険を中心に説明していきます。

～ 社保と国保 ～

医療保険は、社会保険と国民健康保険の 2 つに大別されます。社保は会社、官庁、学校等の職場で働く人々が被保険者で、被用者保険、職域保険とも言われています。国保は、農業や商業を個人で営んでいる人、自由業の人等一般地域住民が被保険者で地域保険とも呼ばれています。

～ 社会保険の種類 ～

➤ 政府管掌健保と組管管掌健保

健康保険法による保険には、政府が保険者になっている「政府管掌健康保険」と健康保険組合が保険者の「組管管掌健康保険」があります。政府管掌健保は、従業員が 5 人以上の中小企業の事業所に就業している人を被保険者として組織されています（法人事業所の場合、従業員数に関わらず加入）。保険者は政府ですが、保険者としての事務は都道府県知事に委任され、管内に設置された社会保険事務所が保険事務の運営に当たっています。健康保険法では、従業員を常時 300 人以上（行政指導で実際には 700 人以上）使用する事業主は健康保険組合を設立して、その組合を保険者とすることが出来ると定めています。

➤ 日雇特例被保険者

日雇労働者は健康保険法による被保険者ですが、一般の被保険者の取扱いと異なる為「日雇特例被保険者」として扱われています。健康保険法が適用される一般の事業所または失業対策事業、公共事業等を行う事業所で雇用される日雇労働者、2 ヶ月以内の期間で臨時に雇用される人等が対象となり、保険者は政府です。保険給付を受けるには、一定期間内に一定の保険料を納めなければならない為、加入した当初は、一定期間「特別療養費」（特別日雇）という制度により療養の給付を受けることになっています。



毎月の保険証
提示忘れずに

➤ 船員保険

保険者は政府で、被保険者は船員法第 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用されている人です。給付の範囲は、健康保険法による給付に加えて、一般の労働者災害補償保険、雇用保険等の保険制度をも含む総合保険です。



➤ 共済組合

被保険者は国家公務員、地方公務員、警察職員、公立学校及び私立学校教職員等公的職業に携わる人々を対象としており、保険者は各種共済組合です。
共済組合法には、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法等があります。

➤ 自衛官

自衛官、訓練召集中の予備自衛官、防衛大学校の学生等に対しては「自衛官診療証」が交付されます。自衛官は国家公務員ですが、共済組合の組合員証では診療を受けない制度になっています。ただし、自衛官等の被扶養者の場合は、防衛庁共済組合の組合員証によって診療を受けます。保険者は各駐屯地の部隊です。

社会保険分類表

	医療保険体系		法別番号	負担率 (%)	
				本人 被保険者 組合員	家族 (被扶養者)
被 用 者 保 険	政府管掌	一般被保険者	01	30	
		日雇特例被保険者	03		
		日雇特例・特別療養費	04	30	
	船員保険	業務外	02	30	
		業務上(職務上・下船後3月以内・通勤災害)		0	-
	健康保険組合		06	30	
	共済組合	国家公務員・地方公務員・私学他	31~34		
	自衛官		07	30	-
	特定健康保険組合	特例退職被保険者	63	30	
	特定共済組合	特例退職組合員	72~75		

以上述べてきた他に、定年退職した被保険者対象の「特例退職者医療」等があります。そのお話も含めて、次回は国民健康保険を中心に説明していきたいと思います。

医療法人社団幸心会 江別脳神経外科
江別市中央町1-12(3番通り沿い)
TEL(011)391-3333 FAX(011)391-3311

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00						
午後 2:00~6:00				/	/	

